◎新潟県告示第1154号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年11月13日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年 月日	廃止年月日
ショートステイ	新潟県上越市木	医療法人社団ひ	短期入所生活介護	平成30年8月	平成30年10月
きずな・木田	田3丁目8番44号	らはら内科クリニ		27日	31日
		ック	介護予防短期入所		
			生活介護		